一般社団法人延岡市スポーツ協会役員、職員等倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人延岡市スポーツ協会(以下「本会」という。)の役員及び事務局職員等(以下「役・職員等」という。)の倫理に関する基本となるべき事項及びガイドラインを定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員等)

- 第2条 役・職員等は、次のとおりとする。
- (1) 本会の理事、監事及び名誉役員
- (2) スポーツ少年団の本部委員(本部長・副本部長含む)
- (3) 本会の専門部会の委員
- (4) 本会の事務局職員
- (5) その他、本会の役・職員等で本会の業務を行うもの

(役・職員等の責務)

第3条 役・職員等は、本会定款(以下、「定款」という。)第3条の目的を達成するため、 法令に定めるもののほか、定款及びこの規程に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなけ ればならない。

(役・職員等の遵守事項)

- 第4条 役・職員等は、本会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等禁止 薬物乱用などの行為を行ってはならない。
- 2 役・職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役・職員等は、日常行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自 己の利益を図り、斡旋、強要をしてはならない。
- 4 役・職員等は、補助金、助成金等の会計処理に関し、法令、定款又は規程等に基づき適 正に行い、不正行為を行ってはならない。
- 5 役・職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を 確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(役・職員等が違反した場合の対処)

- 第5条 役・職員等が、この規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、担当理事は、 直ちに調査を行うものとする。
- 2 前項の調査の結果、役・職員等が、法令、定款又はこの規程に違反すると認められる場合は、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、役員については定款第30条に基づき必要な措置をとるものとする。
- 3 職員に関する対処は、本会事務局職員就業規則第8条、9条、
 - 10条及び本会臨時職員に関する要綱第3条に基づき必要な措置をとるものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の改正等は、本会理事会(以下、「理事会」という。)の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、本会の役・職員等の倫理に関し必要な事項は、理事会で審議して、本会会長が定める。

附 則

- 1. この規程は、一般社団法人延岡市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2. この規程は、平成26年2月24日から施行する。
- 3. この規程は、令和3年5月21日から一部改訂して施行する。